

## 地域未来創造総合補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 振興局長は、地域活性化を図るため、振興局長が適当と認めたものが地域未来創造総合補助金実施要領（令和8年4月1日伺い定め。以下「要領」という。）に基づき、補助事業を実施するのに要する経費に対して、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 空き家ビジネス活用支援枠における「空き家」とは、以下を全て満たす物件とする。

ア 市町村又はその関係する団体が設置、運営する空き家バンク（所有者・管理者が賃借・売買する意志のある空き家の情報を紹介するシステム）に登録された物件又は空き家である旨市町村が証明した物件であること。

イ 補助事業者が購入又は賃貸した物件であること。ただし、補助事業者の三親等以内が所有する物件を除く。

ウ 原則として補助事業を実施する年度と同じ年度又は前年度に購入又は賃貸した物件であること。ただし、要領に定める振興局長の確認を行った場合はこの限りでない。

(2) 空き家ビジネス活用支援枠における「耐震診断」とは、一般財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」又は「精密診断法」により行う建築物の耐震性能に関する診断をいう。

(3) 空き家ビジネス活用支援枠における「耐震改修工事」とは、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であるものを、1.0以上とするための耐震補強設計に基づき行う改修工事をいう。

(4) 空き家ビジネス活用支援枠における「ビジネス」とは、法人税法上の収益事業を主たる目的とした取組（ただし、登記簿上の事業所でなく、空き家を実際の業務に供する取組に限る。）をいう。

(5) 地域未来創造枠における「文化財」とは、国等の登録有形文化財をいう。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額等は、別表1及び2に定めるところによる。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出した額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助事業期間内に補助事業によって生じる入場料、出店料、参加料、売上金等の収入がある場合は、補助対象経費から当該収入を控除したものに補助率を乗じて得た額とする。

(2) 前号に掲げる収入がない場合は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規程による申請は、補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、振興局長が定める期日までに振興局長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式の1又は第3号様式の2)
- (3) 補助対象経費に係る消費税の取扱いに関する報告書(第4号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類(チャレンジ支援枠の場合及び別表1に定める地域創生枠における補助対象事業(1)の場合並びに空き家活用ビジネス活用支援枠の場合は当該補助事業終了後、2年間の収支の見込み)

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、補助事業者について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税等額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)を行う場合は、補助事業変更承認申請書(第5号様式)を振興局長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、振興局長の承認を受けること。
- (3) 補助事業完了後も継続して実施することを前提に交付決定を受けた事業について、補助事業完了の翌年度から5年未満で事業を中止・廃止する場合は、補助金を原則全額返還すること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業事故報告書(第6号様式)を振興局長に報告し、その指示を受けること。
- (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した施設、機械、器具、備品等(以下「財産」という。)は、財産台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。
- (7) 財産は、振興局長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、補助金の交付の目的及び耐用年数を勘案し、当該財産の耐用年数が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)で定める耐用年数を経過した場合はこの限りでないこと。
- (8) 災害等による補助事業の中止、廃止など、やむを得ぬ事情があり、財産のうち、一件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを処分しようとするとき(大蔵省令に規

定する耐用年数を経過している場合を除く。)は、あらかじめ振興局長の承認を受けなければならないこと。

- (9) 振興局長は、財産処分の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等の取得価格又は効用の増加価格の全部又は一部を県に納付させることができる。
- (10) 第5条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第5条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第13条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税等仕入控除税額確定報告書(第7号様式)によりその号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに振興局長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) 補助事業者は、暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
- (13) その他、規則、この要綱及び地域未来創造総合補助金重要事項確認書の定めに従うこと。
- (14) 間接補助事業者に補助金を交付するときは、(1)から(13)に掲げる条件を付さなければならない。この場合、「補助事業」を「間接補助事業」に、「補助事業者」を「間接補助事業者」に、「振興局長」を「補助事業者」に読み替える。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次に掲げるいずれかの変更とする。

- (1) 補助の交付目的に反しない事業内容の変更(場所・構造・規模・工法・機械種類・研修科目を除く変更及び事業量の30パーセント以内の減少等)
- (2) 補助対象経費の30パーセント以内の増減
- (3) 補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の30パーセント以内の増減  
ただし、補助金の額の減額であり、価格競争(入札等)を行った結果又は単なる数量の減少等実績に伴う結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第8号様式)により行うものとする。

(申請の取り下げのできる期間)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第9条 振興局長は、必要に応じ、補助事業者に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることが

できる。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、振興局長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第11条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第9号様式)を振興局長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、実績報告書(第10号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、振興局長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第11号様式)
- (2) 収支精算書(第12号様式の1又は第12号様式の2)
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 財産、成果物及び取組状況等の写真
- (5) 検査調書の写し
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) 間接補助事業の場合、間接補助事業者が補助事業者に対してする実績報告に関する書類の写し
- (9) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第13号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数)

第14条 規則及びこの要綱の規定により補助事業者が振興局長に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるものとする。

(広域ツーリズム事業に係る読替え)

第15条 地域未来創造総合補助金実施要領「3事業採択」に規定する広域ツーリズム事業において、知事が支援を決定した場合、第1条から第14条及び別表1並びに各様式に記載の「振興局長」を「知事」に読み替えるものとする。

附 則

改正後の要綱は、令和8年度予算に係る地域未来創造総合補助金から適用する。

別表 1

支援の種類	①チャレンジ支援枠	②地域創生枠	③空き家ビジネス活用支援枠	④地域未来創造枠
目的	地域の活性化に向けた取り組みの円滑な実施を図るため、あらかじめ行われる調査研究や試験的な実施等の取り組みを支援し、もって地域活性化の推進に寄与すること	地域の活性化を図るため、地域の様々な主体の行う地域活性化に向けた取り組みを支援すること	空き家の利活用による地域の活性化を図るため、地域の様々な主体が行うビジネス化の取り組みを支援すること	交流人口の拡大を図るため、地域資源の磨き上げを行う取り組みを支援すること
補助事業者	地域の活性化に取り組もうとする個人、各種団体、法人で、振興局長が補助事業者として適当と認める者 ただし、次のいずれかに該当する団体等は対象としない。 (1) 市町村 (2) 市町村が事務局等の人員の過半数を負担し、かつ、運営費の過半数を負担している各種団体および法人 (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等 (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体	地域の活性化に取り組もうとする個人、各種団体、法人で振興局長が補助事業者として適当と認める者及び市町村 ただし、次のいずれかに該当する団体等は対象としない。 (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等 (2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体	地域の活性化に取り組もうとする個人、各種団体、法人で、振興局長が補助事業者として適当と認める者 ただし、次のいずれかに該当する団体等は対象としない。 (1) 市町村 (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等 (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体	地域の活性化に取り組もうとする個人、各種団体、法人で振興局長が補助事業者として適当と認める者及び市町村 ただし、次のいずれかに該当する団体等は対象としない。 (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等 (2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体  なお、補助対象事業(2)については市町村のみ補助事業者とする
補助率	補助対象経費の3/4内	【市町村以外を補助事業者とする場合】 補助対象経費の1/2以内（特認の場合は補助対象経費の2/3以内） 【市町村を補助事業者とする場合】 補助対象経費の1/3以内（特認の場合は補助対象経費の1/2以内） ただし、「第3期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」の「Ⅲ 【まち】暮らしの豊かさを実感でき、魅力的な地域であふれるおおいた」に掲げる施策推進に直結する事業については1/2以内 【市町村を通じて間接補助を行う場合】 市町村補助額の1/2以内かつ補助対象経費の1/3以内（特認の場合は市町村補助額の1/2以内かつ補助対象経費の1/2以内） なお、やむを得ず県と市町村の双方が直接補助する場合も同様の補助率とする	補助対象経費の2/3以内	【市町村以外を補助事業者とする場合】 補助対象経費の2/3以内  【市町村を補助事業者とする場合】 補助対象経費の1/2以内 ただし、補助対象事業(2)については、修繕にかかる経費は1/4以内、利活用にかかる経費は1/2以内とする  【市町村を通じて間接補助を行う場合】 市町村補助額の1/2以内かつ補助対象経費の1/2以内 ただし、補助対象事業(2)については、修繕にかかる経費は市町村補助額の1/4以内かつ補助対象経費の1/4以内、利活用にかかる経費は市町村補助額の1/2以内かつ補助対象経費の1/2以内とする なお、やむを得ず県と市町村の双方が直接補助する場合も同様の補助率とする

補助対象事業	<p>次のいずれかに該当する取組を実施するにあたり、あらかじめ行われる調査研究や試行等で振興局長が認めるもの</p> <p>(1) 地域資源の活用や地域の課題解決につながるコミュニティビジネス及び一次産業の振興につながるビジネス展開</p> <p>(2) ITやバイオテクノロジー等の先端技術革新</p> <p>(3) 地域の課題解決やコミュニティの醸成</p> <p>(4) その他、チャレンジ精神を持って行われる事業で、振興局長が認める取組</p> <p>ただし、継続実施している定例事業は補助対象外とする。</p>	<p>次のいずれかに該当する取組で振興局長が認めるもの</p> <p>(1) 地域資源の活用や地域の課題解決につながるコミュニティビジネス及び一次産業の振興に資するビジネス展開</p> <p>(2) 農業、林業、水産業、商業、工業等産業の振興につながる取組</p> <p>(3) 地域間交流、人材育成、文化振興、イベント開催、関係人口創出等地域の活性化につながる取組</p> <p>(4) 観光と地域づくりを一体として進めるツーリズムの振興につながる取組</p> <p>(5) 災害対応や風評被害対策など緊急性が高い取組</p> <p>(6) その他、特に住民福祉の向上や地域活性化につながると振興局長が認める取組</p> <p>ただし、継続実施している定例事業は補助対象外とする。</p>	<p>【空き家が昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断の結果上部構造評点が1.0未満である場合】</p> <p>(1) 耐震改修工事</p> <p>(2) 上記工事を実施したうえで、以下をすべて満たす取組であって振興局長が適当と認めるもの</p> <p>(7) 地域活性化につながる空き家のビジネス活用に係る施設・設備整備の取組</p> <p>(4) 事業完了の日から概ね1年以内に収益を伴う事業が開始することが見込まれる取組</p> <p>【その他の場合】</p> <p>以下を全て満たす取組であって、振興局長が適当と認めるもの</p> <p>(1) 地域活性化につながる空き家のビジネス活用に係る施設・設備整備の取組。</p> <p>(2) 事業完了の日から概ね1年以内に収益を伴う事業が開始することが見込まれる取組</p> <p>ただし、継続実施している定例事業は補助対象外とする。</p>	<p>次のいずれかに該当する取組で振興局長が認めるもの</p> <p>(1) 以下を全て満たす取組</p> <p>(7) 交流人口拡大につながる取組</p> <p>(4) 自然、歴史文化、特産品といった地域資源について、高付加価値化や品質向上による磨き上げを行う取組</p> <p>(ウ) 収益性があり持続可能である取組</p> <p>(2) 以下を全て満たす文化財の修繕及び活用を行う取組</p> <p>(7) 交流人口拡大につながる取組</p> <p>(4) 文化財の高付加価値化による磨き上げを行う取組</p> <p>(ウ) 収益性があり持続可能である取組</p> <p>ただし、継続実施している定例事業は補助対象外とする。</p>
補助対象経費	上記の補助対象事業に要する経費で別表2に掲げるものとする。			
補助対象外経費	別表3に掲げるものとする。			

補助 限度額	1事業あたり、2,000千円とし、単年度事業でも複数年度にまたがる事業でも上限額は同じものとする	1事業あたり、原則として30,000千円とし、単年度事業でも複数年度にまたがる事業でも上限額は同じものとする  ただし、特認の場合は単年度につき50,000千円とする	<p>【空き家が昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断の結果上部構造評点が1.0未満である場合】</p> <p>(1) 耐震改修工事に係る部分 1,500千円を限度に、以下の区分に従い限度額の上乗せを行う</p> <table border="1" data-bbox="1176 239 1659 782"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>平屋建てで床面積が100㎡未満であるもの(平面形状に凹凸がない場合に限る)</td> <td>75千円</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>床面積の合計が100㎡未満である場合で、区分Iに該当する以外のも(精密診断法による診断に限る)</td> <td>90千円</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がある場合(精密診断法による診断に限る)</td> <td>95千円</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がない場合(精密診断法による診断に限る)</td> <td>110千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他に係る部分 1事業あたり、3,500千円</p> <p>【その他の場合】 1事業あたり、3,500千円</p>	区分	補助金の額		I	平屋建てで床面積が100㎡未満であるもの(平面形状に凹凸がない場合に限る)	75千円	II	床面積の合計が100㎡未満である場合で、区分Iに該当する以外のも(精密診断法による診断に限る)	90千円	III	床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がある場合(精密診断法による診断に限る)	95千円	IV	床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がない場合(精密診断法による診断に限る)	110千円	1事業あたり単年度につき、50,000千円  なお、補助対象事業(2)において、文化財の修繕にかかる経費は、活用にかかる経費を超えない範囲を限度とする。
区分	補助金の額																		
I	平屋建てで床面積が100㎡未満であるもの(平面形状に凹凸がない場合に限る)	75千円																	
II	床面積の合計が100㎡未満である場合で、区分Iに該当する以外のも(精密診断法による診断に限る)	90千円																	
III	床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がある場合(精密診断法による診断に限る)	95千円																	
IV	床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がない場合(精密診断法による診断に限る)	110千円																	
特認事業		次のいずれかに該当する取組で知事が特に必要と認めたもの (1) 補助対象事業(1)から(6)に掲げる取組のうち、補助金額が30,000千円を超過する事業で、旧町村部の雇用創出など波及効果が高い持続可能な取組 (2) 補助対象事業(5)災害対応や風評被害対策など緊急性が高い取組のうち、知事が特に必要と認めたもの (3) 補助対象事業(6) その他、特に住民福祉の向上や地域活性化につながると思われ、振興局長が認める取組のうち、特定地域づくり事業協同組合制度にかかる取組(国交付金が活用可能であり市町村が助成しているもの)であって、国交付金の交付対象となっているもの																	

## 「補助対象経費」詳細

科目	チャレンジ支援枠	地域創生枠	空き家ビジネス活用支援枠	地域未来創造枠
賃金	・調査研究等のために必要となる臨時的アルバイトの費用等	・イベント等において必要となる臨時的アルバイトの費用等	補助対象外	・イベント等において必要となる臨時的アルバイトの費用等
報償費	・調査研究等において支払われる専門家に対する謝金等	・イベント等において支払われる専門家や講師等に対する謝金等	補助対象外	・イベント等において支払われる専門家や講師等に対する謝金等
旅費	・調査研究等において支払われる専門家に対する旅費や調査研究等に必要な交通費等	・イベント等において支払われる専門家や講師等に対する旅費や事業を進める上で必要な調査研究等に必要な交通費等	補助対象外	・イベント等において支払われる専門家や講師等に対する旅費や事業を進める上で必要な調査研究等に必要な交通費等
需用費 (単価が 税込み 10 万円未満 のもの)	・チラシ作成費や会議資料印刷費等 ・調査研究等に必要最低限の文具代や日用品代等 ・専ら調査研究等に使用する車両のガソリン代 ・専ら調査研究等に使用する事務所等の光熱水費 ・原材料及び副資材の購入に要する経費	・チラシ作成費や会議資料印刷費等 事業を進める上で必要最低限な文具代や日用品代、のぼり旗等の購入費 ・商品作成等に必要燃料費 ・原材料及び副資材の購入に要する経費	補助対象外	・チラシ作成費や会議資料印刷費等 事業を進める上で必要最低限な文具代や日用品代、のぼり旗等の購入費 ・商品作成等に必要燃料費 ・原材料及び副資材の購入に要する経費 ・補助対象事業(2)における文化財の小規模な修繕にかかる経費
役務費	・調査研究等に必要電話、プロバイダ使用料等の通信費や郵送、宅配便等の運搬費用 ・調査研究等のために必要広告、宣伝の費用等 ・調査研究等に必要保険料 ・調査研究等に必要検査手数料	・事業執行上必要電話、プロバイダ使用料等の通信費や郵送、宅配便等の運搬費用 ・イベント等に必要広告、宣伝の費用等	・宅配便の運搬費用等	・事業執行上必要電話、プロバイダ使用料等の通信費や郵送、宅配便等の運搬費用 ・イベント等に必要広告、宣伝の費用等
委託料	・調査研究等の一部又は全部を外部に委託するための経費	・設計委託やホームページ制作委託費等	・設計委託等	・設計委託やホームページ制作委託費等
使用料 及び 賃借料	・調査研究等に必要事務所等(専ら調査研究等に使用するものに限る)の賃料、調査研究等に不可欠な備品のリースに要する経費及び実験的な実施に伴う会場等の借り上げ料等	・事業執行上必要事務所等の賃料、備品のリースに要する経費及び会場等の借り上げ料等	・事業執行上必要事務所等の賃料、備品のリースに要する経費及び会場等の借り上げ料等	・事業執行上必要事務所等の賃料、備品のリースに要する経費及び会場等の借り上げ料等
備品購入費 (単価が 税込み 10 万円以上 のもの)	・調査研究等に不可欠な備品の購入に要する経費(予定事業における継続使用を前提とし、リースが不可能なもの又はリースが可能であるが購入した方が安価なもの及び補助額の過半を占めない少額のものに限る。)	・事業執行上不可欠な備品の購入に要する経費	・事業執行上不可欠な備品の購入に要する経費	・事業執行上不可欠な備品の購入に要する経費
工事請負費	補助対象外	・建物等の工事費	・建物等の工事費	・建物等の工事費 ・補助対象事業(2)における文化財の大規模な修繕にかかる経費
負担金	・資料情報収集代、研修会等参加費等	・資料情報収集代、研修会等参加費等	補助対象外	・資料情報収集代、研修会等参加費等

別表 3

「補助対象外経費」詳細

チャレンジ支援枠	地域創生枠	空き家ビジネス活用支援枠	地域未来創造枠
<p>別表2に補助対象外として掲げるもののほか、以下に掲げるものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経常的な人件費（臨時的なアルバイト等の経費は除く）</li> <li>・ 事務局運営費等の事務的、管理的経費</li> <li>・ 災害復旧工事費</li> <li>・ 用地取得費、移転補償費</li> <li>・ 温泉試掘経費</li> <li>・ 既存施設の撤去費、移設費（補助金の過半を占めない少額で事業実施上、相応の必要性があるものは除く）</li> <li>・ 介護保険等公的制度で事業運営費が賄われる事業等</li> <li>・ 売上等によって回収される原材料および副資材</li> <li>・ 車両関係の次年度以降もかかる経費（重量税、自賠責保険、登録手数料、リサイクル料等）</li> <li>・ 国庫補助、交付金の補助対象経費となっている経費</li> </ul>	<p>原則として以下に掲げるものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経常的な人件費（臨時的なアルバイト等の経費は除く）</li> <li>・ 事務局運営費等の事務的、管理的経費</li> <li>・ 災害復旧工事費</li> <li>・ 用地取得費、移転補償費</li> <li>・ 温泉試掘経費</li> <li>・ 既存施設の撤去費、移設費（補助金の過半を占めない少額で事業実施上、相応の必要性があるものは除く）</li> <li>・ 介護保険等公的制度で事業運営費が賄われる事業等</li> <li>・ 売上等によって回収される原材料および副資材</li> <li>・ 車両関係の次年度以降もかかる経費（重量税、自賠責保険、登録手数料、リサイクル料等）</li> <li>・ 国庫補助、交付金の補助対象経費となっている経費</li> </ul> <p>ただし、特認の場合はこの限りでない</p>	<p>別表2に補助対象外として掲げるもののほか、以下に掲げるものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局運営費等の事務的、管理的経費</li> <li>・ 災害復旧工事費</li> <li>・ 用地取得費、移転補償費</li> <li>・ 温泉試掘経費</li> <li>・ 既存施設の撤去費、移設費（補助金の過半を占めない少額で事業実施上、相応の必要性があるものは除く）</li> <li>・ 介護保険等公的制度で事業運営費が賄われる事業等</li> <li>・ 車両関係の次年度以降もかかる経費（重量税、自賠責保険、登録手数料、リサイクル料等）</li> <li>・ 国庫補助、交付金の補助対象経費となっている経費</li> </ul>	<p>以下に掲げるものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経常的な人件費（臨時的なアルバイト等の経費は除く）</li> <li>・ 事務局運営費等の事務的、管理的経費</li> <li>・ 災害復旧工事費</li> <li>・ 用地取得費、移転補償費</li> <li>・ 温泉試掘経費</li> <li>・ 既存施設の撤去費、移設費（補助金の過半を占めない少額で事業実施上、相応の必要性があるものは除く）</li> <li>・ 介護保険等公的制度で事業運営費が賄われる事業等</li> <li>・ 売上等によって回収される原材料および副資材</li> <li>・ 車両関係の次年度以降もかかる経費（重量税、自賠責保険、登録手数料、リサイクル料等）</li> <li>・ 国庫補助、交付金の補助対象経費となっている経費</li> </ul>

第1号様式(第5条関係)

○年度地域未来創造総合補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

大分県○○振興局長 殿

補助事業者  
住 所  
名 称  
代表者名

○年度において、下記のとおり補助事業を実施したいので、補助金○○○円を交付されるよう、地域未来創造総合補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 支援の種類 (別表1の支援の種類①～④より選択し記載)

○○枠

2 補助事業の目的

3 補助事業の概要

4 補助事業の完了予定年月日

年 月 日

5 添付書類

(1)事業計画書(第2号様式)

(2)収支予算書(第3号様式の1又は第3号様式の2)

(3)補助対象経費に係る消費税の取扱いに関する報告書(第4号様式)

(4)その他知事が必要と認める書類

補助金振込み口座

振込先銀行名(支店)

口座名義、口座種別、口座番号

## 事業計画書

事業名	
補助事業者名 (代表者連絡先)	
連絡担当者	氏名： 電話： F A X： E-mail：
補助事業者 の概要	
補助事業箇所	
補助事業実施時期	年 月 日 ～ 年 月 日
補助事業の目的	
補助事業の内容	
今後の スケジュール	
事業性 (ビジネスのみ)	※どのような需要(利用者・金額等)がどれくらいあると予想しているのか記載してください。(地域創生枠補助対象事業(2)～(6)の場合は記載不要)
補助事業の効果	※事業によって地域にどのような効果をもたらすか記載してください。

補助事業の 成果目標※	単位 ( )					
	指 標	事業年度	年度	年度	年度	年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業完了後も成果が持続する事業について、持続効果が分かるものを設定してください。 (例：売上高、来客数、設備稼働日数など)</li> <li>・年度には事業完了の翌年度から記載してください。</li> <li>・目標値は2点以上設定してください。</li> </ul> <p>※フォローアップ対象事業でない場合は作成不要です。 (対象・対象外の別は採択時に指定。該当しない場合は当欄を削除すること)</p>					
他助成金等 申請状況	制度の名称					
	助成を受ける場合の予定金額			円		

年度収支予算書

収入計画書

(単位:円)

項 目	本年度予算額	備 考
県 補 助 金		
事 業 収 入		積算の内訳及び収入見込みの根拠を可能な限り記載してください(別添で資料を添付することも可)
会費・寄付金		
その他 ( ) ( ) ( )		
合 計		

※本様式はチャレンジ支援枠の場合及び別表1に定める地域創生枠における補助対象事業(1)の場合及び空き家活用ビジネス活用支援枠並びに地域未来創造枠の場合に使用すること

支出計画書

(単位：円)

	科 目 (賃金、報償費…等)	本年度予算額	備 考
補 助 対 象 経 費			
	小 計		
そ の 他 の 経 費			
	小 計		
	事業費計		

第3号様式の2(第5条関係)

年度収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
当該補助金			
市町村補助金			
その他			
内借り入れ金			
合 計			

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
合 計			

第4号様式(第5条関係)

○年度地域未来創造総合補助金における補助対象経費に係る消費税の取扱いに関する報告書

第 号  
年 月 日

大分県〇〇振興局長 殿

補助事業者  
住 所  
名 称  
代表者名

年 月 日付にて申請する○年度地域未来創造総合補助金の補助対象経費に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いに関し、下記のとおり報告します。

記

1 交付申請における消費税等の取扱い（該当する番号を記入） 【 】

- (1) 補助対象経費に消費税額を含めていない → 2以降は記入不要  
(2) 補助対象額に消費税額を含めている

2 1で(2)を選択した理由（該当する番号を記入） 【 】

- (1) 消費税の免税事業者である（インボイス制度の導入による2割特例含む）  
(2) 簡易課税制度を適用する事業者である  
(3) 公益法人等で特定収入割合が5%超である  
(4) (1)～(3)に該当しないため、消費税の確定申告により補助金事業に係る消費税等仕入控除税額が確定した際に、消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還する

3 確定申告月（2で(3)又は(4)を選択した場合のみ記入） 【 】月

※提出資料

- 1：2で(1)を選択した事業者は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し及び決算書等、免税事業者であることが確認できる資料を添付すること。  
2：2で(2)を選択した事業者は、消費税等の確定申告を行った場合は、補助事業実施年度における消費税等確定申告書（簡易課税用）の写しを速やかに（1箇月程度）提出すること。  
3：2で(3)を選択した事業者は、積算根拠資料を提出すること  
4：2で(4)を選択した事業者は、消費税等の確定申告により消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税等仕入控除税額確定報告書を速やかに（1箇月程度）提出すること。

第5号様式(第6条関係)

○年度地域未来創造総合補助金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

大分県○○振興局長 殿

補助事業者

住 所

名 称

代表者名

○年○月○付け 第○号で交付決定通知のあった○年度地域未来創造総合補助金について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう地域未来創造総合補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により申請します。

記

- 1 変更を必要とする理由
- 2 変更事項及びその内容

(注) 以下、第1号様式の記の3以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

番 号  
年 月 日

大分県○○振興局長 殿

補助事業者

住 所

名 称

代表者名

○年○月○日付け 第○号で交付決定通知のあった○年度地域未来創造総合補助金について、下記の事故が発生したので、地域未来創造総合補助金交付要綱第6条第1項第4号の規程により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった処置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

第7号様式（第6条関係）

○年度地域未来創造総合補助金における消費税等仕入控除税額確定報告書

第 号  
年 月 日

大分県○○振興局長 殿

補助事業者  
住 所  
名 称  
代表者名

○年○月○日付け 第○号で交付決定通知のあった○年度地域未来創造総合補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、地域未来創造総合補助金交付要綱第6条第1項第11号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額	金	円
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）		
2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4 要補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）1 別紙の集計表を添付すること。

2 その他参考となる書類

消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係わるもの）を添付すること。

第7号様式別紙

○年度地域未来創造総合補助金における消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入控除税額 (A×B)	備考
円		円	

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額とする。

殿

大分県○○振興局長  
(公 印 省 略)

○年○月○日付け 第○号で交付申請のあった○年度地域未来創造総合補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、地域未来創造総合補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定金額 金 円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)を行う場合は、補助事業変更承認申請書(第5号様式)を振興局長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、振興局長の承認を受けること。
- (3) 補助事業完了後も継続して実施することを前提に交付決定を受けた事業について、補助事業完了の翌年度から5年未満で事業を中止・廃止する場合は、補助金を原則全額返還すること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業事故報告書(第6号様式)を振興局長に報告し、その指示を受けること。
- (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した施設、機械、器具、備品等(以下「財産」という。)は、財産台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。
- (7) 財産は、振興局長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、補助金の交付の目的及び耐用年数を勘案し、当該財産の耐用年数が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)で定める耐用年数を経過した場合はこの限りでないこと。
- (8) 災害等による補助事業の中止、廃止など、やむを得ぬ事情があり、財産のうち、一件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを処分しようとするとき(大蔵省令に規定する耐用年数を経過している場合を除く。)は、あらかじめ振興局長の承認を受けなければならないこと。
- (9) 振興局長は、財産処分した補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等の取得価格又は効用の増加価格の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。
- (10) 第5条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第5条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第13条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第7号様式)によりその金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに振興局長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) 補助事業者は、暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
- (13) その他、規則、この要綱及び地域未来創造総合補助金重要事項確認書の定めに従うこと。
- (14) 間接補助事業者に補助金を交付するときは、(1)から(13)に掲げる条件を付さなければならない。この場合、「補助事業」を「間接補助事業」に、「補助事業者」を「間接補助事業者」に、「振興局長」を「補助事業者」に読み替えるものとする。
- (15) 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次に掲げるいずれかの変更とする。
  - ① 補助の交付目的に反しない事業内容の変更(場所・構造・規模・工法・機械種類・研修科目の変更以外の変更や事業量の30パーセント以内の減少等)
  - ② 補助対象経費の30パーセント以内の増減
  - ③ 補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の30パーセント以内の増減ただし、補助金の額の減額であり、価格競争(入札等)を行った結果又は単なる数量の減少等実績に伴う結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

(注) 1) 要綱第6条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書に基づき、変更交付決定通知をするときは、この様式中「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」に、それぞれ読み替えるものとし、記の1については、変更前を上段にかっこ書きで記載すること。

第9号様式(第11条関係)

○年度地域未来創造総合補助金交付請求書

番 号  
年 月 日

大分県○○振興局長 殿

補助事業者  
住 所  
名 称  
代表者名

○年○月○日付け 第○号で交付決定通知のあった○年度地域未来創造総合補助金 金 ○○○円  
を精算払(概算払)の方法により交付されるよう、地域未来創造総合補助金交付要綱第11条の規定に  
より請求します。

補助金振込み口座

振込先銀行名(支店)

口座名義、口座種別、口座番号

大分県○○振興局長 殿

補助事業者  
住 所  
名 称  
代表者名

○年○月○日付け 第○号で交付決定通知のあった○年度地域未来創造総合補助金について、下記のとおり実施したので、地域未来創造総合補助金交付要綱第 12 条の規定により関係書類を添えて報告します。[併せて、補助対象経費の軽微な変更が生じたため実績のとおり承認されるよう申請します。]

記

1 補助事業の効果

2 補助事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第 11 号様式）
- (2) 収支精算書（第 12 号様式の 1 又は第 12 号様式の 2）
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 財産、成果物及び取組状況等の写真
- (5) 検査調書の写し
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) 間接補助事業の場合、間接補助事業者が補助事業者に対してする実績報告に関する書類の写し
- (9) その他知事が必要と認める書類

※減額確定でない場合、[ ] 部分は削除すること。

第 11 号様式(第 12 条関係)

事 業 実 績 書

補助事業者名	
対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
補助事業の内容	
補助事業の効果	

年度収支精算書

収入精算書

(単位：円)

項 目	予 算 額	精 算 額	増 減 額	備 考
県 補 助 金				
事 業 収 入				積算の内訳及び収入の根拠を可能な限り記載してください(別添で資料を添付することも可)
会費・寄付金				
その他 ( ) ( ) ( )				
合 計				

※本様式はチャレンジ支援枠の場合及び別表 1 に定める地域創生枠における補助対象事業(1)の場合及び空き家活用ビジネス活用支援枠並びに地域未来創造枠の場合に使用すること

支出精算書

(単位：円)

	科 目 (賃金、報償 費…等)	予 算 額	精 算 額	増 減 額	備 考
補 助 対 象 経 費					
	小 計				
そ の 他 の 経 費					
	小 計				
	事業費計				

年度収支精算書

(1) 収入の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	精 算 額	増 減 額	備 考
当 該 補 助 金				
市 町 村 補 助 金				
そ の 他				
内 借 入 金				
合 計				

(2) 支出の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	精 算 額	増 減 額	備 考
合 計				

○年度地域未来創造総合補助金の額の確定通知書

番 年 月 日

殿

大分県○○振興局長  
(公 印 省 略)

○年○月○日付け 第○号で提出された○年度地域未来創造総合補助金実績報告書に基づき、○年○月○日付け 第○号による交付決定通知に係る補助金の額については、[補助金の額を○○○円に変更交付決定し、]金○○○円に確定したので、地域未来創造総合補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)を行う場合は、補助事業変更承認申請書(第 5 号様式)を振興局長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、振興局長の承認を受けること。
- (3) 補助事業完了後も継続して実施することを前提に交付決定を受けた事業について、補助事業完了の翌年度から 5 年未満で事業を中止・廃止する場合は、補助金を原則全額返還すること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業事故報告書(第 6 号様式)を振興局長に報告し、その指示を受けること。
- (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管すること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した施設、機械、器具、備品等(以下「財産」という。)は、財産台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。
- (7) 財産は、振興局長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、補助金の交付の目的及び耐用年数を勘案し、当該財産の耐用年数が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)で定める耐用年数を経過した場合はこの限りでないこと。
- (8) 災害等による補助事業の中止、廃止など、やむを得ぬ事情があり、財産のうち、一件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものを処分しようとするとき(大蔵省令に規定する耐用年数を経過している場合を除く。)は、あらかじめ振興局長の承認を受けなければならないこと。
- (9) 振興局長は、財産処分の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等の取得価格又は効用の増加価格の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。
- (10) 第 5 条第 3 項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第 12 条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第 5 条第 3 項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第 13 条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第 7 号様式)によりその金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに振興局長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) 補助事業者は、暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
- (13) その他、規則、この要綱及び地域未来創造総合補助金重要事項確認書の定めに従うこと。
- (14) 間接補助事業者に補助金を交付するときは、(1)から(13)に掲げる条件を付さなければならない。この場合、「補助事業」を「間接補助事業」に、「補助事業者」を「間接補助事業者」に、「振興局長」を「補助事業者」に読み替えるものとする。
- (15) 規則第 5 条第 1 項第 1 号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次に掲げるいずれかの変更とする。
  - ① 補助の交付目的に反しない事業内容の変更(場所・構造・規模・工法・機械種類・研修科目の変更以外の変更や事業量の 30 パーセント以内の減少等)
  - ② 補助対象経費の 30 パーセント以内の増減
  - ③ 補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の 30 パーセント以内の増減ただし、補助金の額の減額であり、価格競争(入札等)を行った結果又は単なる数量の減少等実績に伴う結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

※減額確定でない場合、[ ] 部分は削除すること。